

施設管理規程

制定 平成 7.1.27

改正 平成12.9.14

平成15.4. 1

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）の校地、校舎及びその他附属施設（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。（管理責任者）

第2条 施設の円滑な管理を行うため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総務管理課長とする。

(施設担当者)

第3条 個々の施設の円滑な管理を行うため、施設担当者を置く。

2 施設担当者は、当該担当施設について、次の各号に掲げる事務の管理に努めなければならない。

(1) 盗難、火災その他の災害の防止

(2) 整理清掃及び環境衛生

(3) その他施設の良好な維持保全

3 施設担当者及びその担当施設は、別表のとおりとする。

(鍵の保管)

第4条 施設の鍵は、あらかじめ貸与された者を除き、管理責任者が保管するものとする。

2 管理責任者が保管している鍵を使用しようとする者は、その承認を受けなければならない。

3 前項の規定により承認を受けた者が鍵の使用を終わったときは、速やかに管理責任者に返還しなければならない。

(施設への出入)

第5条 施設への出入は、本学の教職員及び学生（以下「関係者」という。）並びに本学に用務のある者に限るものとする。

2 管理責任者及び施設担当者は、施設（施設担当者にあつては担当施設）に出入しようとする者に対し、必要があると認めるときは、その氏名及び出入の目的を明らかにすることを求めることができる。

(行為の許可)

第6条 本学の関係者以外の者が施設内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。ただし、学長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1)見学等のため、集団で施設内に立ち入ること。

(2)施設内において集会、宣伝、掲示又は商行為をすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ施設内行為許可願（別記様式）を学長に提出しなければならない。ただし、前項第2号の行為のうち掲示行為をしようとする者は、当該行為に係る物件をあらかじめ学長に提示することにより許可願に代えることができる。

3 学長は、第1項の許可をする場合において、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

（禁止行為）

第7条 施設内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)示威又は暴行にわたる行為、通行の妨害になる行為、その他教育、研究及び事務の妨害となる行為をすること。

(2)施設及び物件をき損し、施設の美観を損し、又は不潔な行為をすること。

(3)危険な場所その他指定された場所以外の所において喫煙し、又は火気を取り扱うこと。

(4)正当な理由なく凶器、爆発性物質等の危険物を持ち込むこと。

(5)本学の関係者に面会を強要すること。

(6)所定の場所以外の場所に物品を放置すること。

(7)本学に用務のない者がみだりに施設内に立ち入り、又は駐車をすること。

（違反者に対する処置）

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、施設内への入場を拒否し、許可を取り消し、行為を禁止し、又は退去若しくは物件の撤去を命ずることができる。

(1)第5条第2項の規定による管理責任者及び施設担当者の求めに対して、氏名及び出入の目的を明らかにしない者

(2)第6条及び第7条の規定に違反した者

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、施設の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成7年1月27日から施行する。

この規程は、平成12年9月14日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

施設名	担当者	備考
2-309 保健室	担当職員	
図書館	担当職員	2人以上のときは上位者
研究室	在室教員	2人以上のときは上位者
2-501 L.L.教室 (関連附属施設を含む)	担当教員	複数の教員が担当する場合は上位者
実験室 (関連附属施設を含む)	担当教員	複数の教員が担当する場合は上位者
実習室 (関連附属施設を含む)	担当教員	複数の教員が担当する場合は上位者
演習室 (関連附属施設を含む)	担当教員	複数の教員が担当する場合は上位者
体育館	担当教員	
運動場	担当教員	
テニスコート	担当教員	
4-118 和室	担当職員	2人以上のときは上位者
学生ホール	担当職員	2人以上のときは上位者
クラブ室	担当顧問教員	
その他	担当職員	2人以上のときは上位者

学 長	事務局長	課 長	総務管理課

別表様式(第6条関係)

施 設 内 行 為 許 可 願

年 月 日

(あて先) 岐阜市立女子短期大学長

住 所

氏 名

下記のとおり岐阜市立女子短期大学施設内における行為の許可を受けたいので、施設管理規程第6条第1項の規定に基づき申請します。

記

日 時 年 月 日 () 時 分から
年 月 日 () 時 分まで

場 所
目 的
人数又は種類
大きさ及び数量
責任者氏名
そ の 他

施 設 内 行 為 許 可 書

年 月 日

様

願出のとおり許可します。

日 時
場 所
目 的
その他

岐阜市立女子短期大学長